

[指定介護予防短期入所生活介護]

特別養護老人ホーム 美野の里

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 長 生 会

## 「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(大阪府指定 第2773500216号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 施設利用に当たっての留意事項
7. 守秘義務及び個人情報の保護
8. 事故発生時の対応について
9. 緊急時における対応方法
10. 非常災害対策
  11. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き
  12. 虐待の防止
  13. 苦情の受付について

### 1. 事業者

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 長生会           |
| (2) 法人所在地 | 大阪府南河内郡太子町大字山田2550番地 |
| (3) 電話番号  | 0721-98-5300         |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 上田 悦士            |
| (5) 設立年月  | 平成6年8月24日            |

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

指定短期入所生活介護事業所・平成18年4月1日指定  
大阪府指定第2773500216号

※当事業所は特別養護老人ホーム美野の里に併設されています。

### (2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

### (3) 事業所の名称

特別養護老人ホーム 美野の里

### (4) 事業所の所在地

大阪府南河内郡太子町大字山田2550番地

### (5) 電話番号

0721-98-5300

### (6) 施設長(管理者)

福中 淳

### (7) 当事業所の 運営方針

事業所は、利用者の意思や人格を尊重して、常にその人の立場に立って指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するように努めます。

事業所は、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重く見た運営を行うとともに、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

### (8) 開設年月

平成7年4月1日

### (9) 利用定員

15人

### (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、4人部屋・2人部屋・個室がありますが、特定に居室の利用をご希望される場合(個室希望等)は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	5室	
2人部屋	1室	
4人部屋	2室	
合計	8室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 移動式平行棒、訓練用階段、マッサージ機等
浴室	1室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

### 3. 事業実施地域及び営業時間

通常の送迎の実施地域：太子町・河南町・千早赤阪村

営業日	年中無休
受付時間	9：00～18：00

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、特養の職員も含まれます。

職 員	基準人員数	職務内容
1. 施設長	1名	施設の運営管理全般と所属職員の指揮監督を執ります
2. 看護職員	3名	医師の指示によるご契約者の保健指導等及び診療補佐及び日常の健康管理をおこないます
3. 生活相談員	1名	ご契約者のケースワーク並びに看護・介護職員間の連絡調整、関係機関・ご家族との連絡調整等、ご契約者の生活向上を図ります
4. 介護支援専門員	1名	ご契約者の課題を分析し、ご契約者・ご家族の意思を踏まえた生活向上を目的としたケアプランを作成します
5. 機能訓練指導員	1名	ご契約者の心身の状況に応じた、機能訓練の計画実施及び評価を行い、心身の機能の維持向上を図ります
6. 管理栄養士	1名	ご契約者の嗜好と栄養に合致し、保険の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と給食指導を担当します
7. 介護職員	22名	ご契約者の直接的・間接的な介護及び必要な援助を通じて、楽しみのある日常生活の維持向上を図ります
8. 事務員	1名	庶務・厚生・経理事務並びに総務事務を担当します
9. 医師	1名	ご契約者の診療・保健指導を行います
10. その他	若干名	掃除・営繕等、法令その他の基準に定められたもの以外の業務を担当します。

## <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	月曜日～土曜日 14:00～15:00
2. 介護職員	標準的な時間帯 日勤 : 10:00～19:00 早出①: 7:00～16:00 早出②: 7:45～16:45 遅出 : 11:00～20:00 夜勤 : 16:30～10:00
3. 看護職員	標準的な時間帯 日勤: 8:00～17:00 遅出: 9:30～18:30
4. 生活相談員	日勤 : 9:00～18:00
5. 介護支援専門員	日勤 : 9:00～18:00
6. 管理栄養士	日勤 : 9:30～18:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）\*

以下のサービスについては、食事代、滞在費をのぞき（通常9割）が介護保険から給付されます。

## <サービスの概要>

①食事（食費については別途ご負担いただきます）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：8:00～8:45 昼食：12:00～12:45 夕食：18:00～18:45

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・要介護状態の防止の為、できるかぎり離床を心がけ、活動的に生活できるよう配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥サービス提供の記録について

- ・指定短期入所生活介護に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※網掛けが多床室

令和6年4月1日からの介護報酬の改定後金額

	要支援1	要支援2
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料	4,658円	5,733円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,192円	5,159円
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	466円	580円
4. 居室に係る自己負担額	915円	
	1,231円	
5. 食事に係る自己負担額	1,445円（3食・おやつ） 詳細は次ページ参照	
6. サービス提供体制強化加算（Ⅲ）に係る自己負担額	6円	
7. 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ・特定処遇改善加算（Ⅱ）	（3+6+送迎加算）×1.136%	
8. 1日の自己負担額合計 （3+6）×1.136+4+5	2,896円	3,026円
	3,212円	3,342円

直接サービスを提供する職員（生活相談員・機能訓練指導員・看護職員・介護職員）の総数の内、勤続年数が3年を超える職員を3割を超えて配置した場合

介護職員の処遇を改善する加算

☆送迎加算 片道につき（1,840円）のうち自己負担額（184円）が上記に加算されます。

☆平成30年4月～ 介護報酬改定に伴い太子町が6級地に指定されました。

1単位 = 10.33円 に換算されます。

☆4,5については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、利用時に提示して下さい。認定証に記載されている負担限度額が一日あたりの自己負担額となります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条、第７条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### ＜サービスの概要と利用料金＞

#### ①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：１日あたり 1,445円（３食・おやつ、全ての合計）

料金内訳：朝食285円、昼食553円、夕食552円、おやつ55円

#### ②滞在費

多床室（４人部屋）：１日あたり 915円

従来型個室（個室）：１日あたり1,231円

#### ③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：１枚につき 5円

#### ⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（実費）

（２）の各料金については経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

## （３）利用料金のお支払い方法（契約書第７条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、１ヵ月毎に計算し、ご請求しますので翌月末日までに次のいずれかの方法でお支払いください（次ページ参照）。

ア. 窓口での現金支払い

イ. 下記指定口座への振り込み

大阪南農協 太子支店 普通預金 9741852

特別養護老人ホーム 美野の里 理事長 上田 悦士

ウ. 口座引き落とし

大阪南農協

郵便局

#### (4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

##### ①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 颯仁会 しらとり病院
主な診療科目	内・外・整・脳・形・消・肛・循・リハ・放・麻
所在地	大阪府羽曳野市誉田3丁目15-27
TEL	072-958-5566
医療機関の名称	医療法人 正清会 金剛病院
主な診療科目	内・外・整・神・肛・リハ
所在地	大阪府富田林市寿町1-6-10
TEL	0721-25-3113
医療機関の名称	医療法人 敬任会 南河内おか病院
主な診療科目	内・外・整・脳・形・皮・リハ・放
所在地	大阪府河内長野市木戸東町1-1
TEL	0721-55-1221
医療機関の名称	医療法人 修成会 よしき歯科医院
主な診療科目	歯科
所在地	大阪府大阪市平野区喜連瓜破2-5-51
TEL	06-6707-0418

#### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日7日前までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

## 6. 施設利用に当たっての留意事項について

当施設に入所いただくにあたって、他のご契約者の方との安全で快適な共同生活のため、以下の事項を遵守いただきますよう、お願いします。

- ①無断での外出はご遠慮ください。
- ②無断で他のご契約者の方の物品を使用しないでください。
- ③無断で酒類・薬物を持ち込まないで下さい。
- ④けんか・口論・悪口・その他、他のご契約者の方に迷惑を掛ける行為はしないでください。
- ⑤ラジオ・テレビの音量は適正に。聞こえにくい場合はイヤホン等をご利用ください。
- ⑥お互いに金銭の貸し借りや、経済上の義務を伴う保証はしないでください。
- ⑦施設の秩序を乱すような行為はおやめください。
- ⑧施設内ではいかなる宗教の布教、強制、勧誘、あるいは一切の政治活動をしないでください。
- ⑨事実に反し、他の人を扇動あるいは惑わすような言動はしないでください。
- ⑩火気の取り扱いに注意し、指定場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ⑪その他、職員の必要な指示に反した行為はしないで下さい。

## 7. 守秘義務及び、個人情報の保護について（契約書参照）

(1) 事業所及びサービス従業者又は従業員は、介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得たご契約者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 前2項にかかわらず、ご契約者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はご契約者のご家族等の個人情報を用いることができるものとします

## 8. 事故発生時の対応について

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡し、必要な措置を講じるものとします。また、その原因を解明し、事故発生防止のための対策を講じるものとします。

またご契約者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

なお、事業所は下記の賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおい損保
保険種類	介護保険・社会福祉事業者総合保険
契約者名	社会福祉法人 長生会 理事長 上田 悦士

## 9. 緊急時の対応について

緊急時には、下記連絡先並びに主治医に連絡します。

緊急連絡先 住 所  
氏 名  
電話番号

主治医 病院名  
担当医  
電話番号

## 10. 非常災害対策について

施設長は自然災害・火災・その他の防災対策については計画的な防災訓練と設備改善を図りご契約者の安全に対して万全の措置を図ります。特に緊急避難計画については平素より全職員に周知徹底を図ります。

避難訓練については、夜間想定を含め、年2回以上実施します。

## 11. 緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き

事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該ご契約者または他のご契約者等の生命または身体を保護する為にやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。

- (1) ご家族またはご契約者に説明し、その他方法がなかったか改善方法を常に検討します
- (2) 「身体拘束に関する経過観察記録」に身体拘束に係る容態及び時間、その際のご契約者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (3) 身体拘束廃止委員会を設置し、検討を重ねます。

## 12. 虐待の防止について

事業所は、ご契約者等の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待に関する責任者 施設長 福中 淳

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (5) 太子町介護相談員の受入をしています。

### 13. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

#### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員 上田 裕樹

○受付時間 年中無休 9：00～18：00

#### （2）行政機関その他苦情受付機関

太子町役場 太子町福祉室高齢介護 グループ	所在地 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 電話番号 0721-98-5538 受付時間 9：00～17：30
河南町役場 高齢障がい福祉課	所在地 大阪府南河内郡河南町白木1359-6 電話番号 0721-93-2500 受付時間 9：00～17：30
千早赤坂村役場 健康福祉部 福祉・子育てグループ	所在地 大阪府南河内郡千早赤坂村水分180番地 電話番号 0721-72-0081 受付時間 9：00～17：30
富田林市役所 高齢介護課	所在地 大阪府富田林市常盤町1番1号 電話番号 0721-25-1000 受付時間 9：00～17：30
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5309 受付時間 9：00～17：30
【第三者委員】 大水綜合法律事務所 内山 由紀	所在地 大阪市北区西天満5丁目9番3号 高橋ビル本館7階 電話番号 06-6311-0577 受付時間 9：00～17：30
大阪府福祉部高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ	所在地 大阪市中央区大手前2丁目1番22号 電話番号 06-6944-7106 受付時間 9：00～17：30

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

説明日 令和 年 月 日

説明者 氏名

ご契約者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印